

## お詫びと訂正

『確定拠出年金制度の解説』（平成 29 年 1 月版）の 46・47 頁の一部の記述が、平成 28 年の法律改正の内容を正しく反映していませんでした。お詫びとともに、以下のように訂正させていただきます。

誤（改正前）	正（改正後）
<p>&lt;企業型年金加入者以外の人または継続個人型年金運用指図者に対する脱退一時金&gt;</p> <p>次のいずれにも該当する人または継続個人型年金運用指図者は、脱退一時金の支給を請求することができます。</p> <p>① 60歳未満であること</p> <p>② 企業型年金加入者でないこと</p> <p>③ 国民年金の第1号被保険者である個人型年金加入者または60歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業年金等対象者）である個人型年金加入者ではないこと</p> <p>④ 障害給付金の受給権者でないこと</p> <p>⑤ 企業型年金加入者期間と個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限る）を合算した期間（通算拠出期間）が1月以上3年以下であること</p> <p>⑥ 最後に企業型年金加入者または個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと</p> <p>⑦ 前述の企業型年金加入者に対する脱退一時金を受けていないこと</p>	<p>&lt;企業型年金加入者以外の人に対する脱退一時金&gt;</p> <p>次のいずれにも該当する人は、脱退一時金の支給を請求することができます。</p> <p>① <u>国民年金の保険料免除者であること</u></p> <p>② 障害給付金の受給権者でないこと</p> <p>③ 企業型年金加入者期間と個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限る）を合算した期間（通算拠出期間）が1月以上3年以下であること</p> <p>④ 最後に企業型年金加入者または個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと</p> <p>⑤ 前述の企業型年金加入者に対する脱退一時金を受けていないこと</p>